

# 医療安全管理指針

## 1. 医療安全指針

この指針は当院において必要な事項を定め、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

## 2. 医療安全管理に関する基本的な考え方

安全な医療の提供を念頭に、医療安全の必要性・重要性を認識し安全な医療を遂行する。当院では医療安全対策委員会を設置し、医療安全管理体制を確立し、医療安全管理の強化充実を継続的に図っていく。

## 3. 医療安全管理のための委員会・組織に関する基本的事項

各部から選出の安全管理委員により開催される安全管理委員会にて、医療安全管理に関する基本的事項について審議し、またインシデント・アクシデントの実態把握の推進と再発防止などを行う。

## 4. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

研修は医療安全管理をするうえで重要である。事故防止の具体的な手法などを全ての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

- ・医療安全管理者は、全職員を対象に医療事故を防止する事ができるように、年2回以上の安全管理教育を実施する。
- ・部署単位、職種単位等でも定期的な研修会を実施し、特性に即したより具体的な安全管理教育を実施する。

## 5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

① いかなる事故であっても患者様の生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。

当該部署で対応できない場合は、必要な人材を動員させる。

② 主治医及び所属長に直ちに報告し、所属部長は院長・事務長に報告する。

③ 家族への連絡、ご本人・家族への説明は冷静、丁寧かつ誠意をもって行う。率直に事実関係を説明する。

④ 事故の状況や説明の内容は、詳細に診療録に記録する。

⑤ 重大医療事故発生時には、記録物を経時的記録に変える。

⑥ 重大医療事故発生時には、安全管理者による緊急会議を開催し、情報の共有化を図り、組織としての方針を明らかにする。管理者はそれぞれの役割と責任範囲を明確にし、自ら率先して行動する。

## 6. 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

職員全体が、より多くのインシデント・アクシデントレポートの報告を心がけ、当事者の責任を追及するのではなく、分析により事故の背景を明らかにし、事故発生の根本原因に対する対策・改善策をたて、医療の質の向上・安全管理の改善に努める。

## 7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

医療安全管理指針については、院内掲示板、当院ホームページ等に掲載し、各患者等が容易に閲覧できるようにする。

## 8. 患者からの相談対応に関する基本方針

医療安全対策推進の一環として、患者様及び家族が安心して医療を受けられるよう相談窓口を設置する。

病状や治療方針などに関する患者様からの相談に対しては、誠実に対応する。